

様式第 1 号（第 2 条関係）

公 文 書 公 開 請 求 書

2026 年 5 月 12 日

御代田町教育委員会 御中

御代田町公文書公開条例第 7 条の規定により、次のとおり請求します。

公文書の名称 その他の公文書 を特定する ために必要な 事項	御代田町立御代田南小学校（以下「学校」という）から御代田町教育委員会へ提出された、または学校において作成、取得、または組織的に用いられていた一切の公文書（電磁的記録、教職員間の共有記録、報告文書、会議録、復命書、相談記録、公用メール等を含む）。（詳細は別添「公文書公開請求対象文書詳細目録」のとおり）
公開の方法	☒ 閲覧又は聴取・視聴 ☐ 写し等の交付
請求者の区分	☒ 町内に住所を有する者 ☐ 町内に事務所又は事業所を有する法人又はその他の団体 ☐ 町に勤務する者（勤務先：） ☐ 利害関係を有するもの 利害関係の内容

対象公文書	主管課等		所属年度	年度
	公文書の件名		保管・保存の区分	
備考				

別紙 公文書公開請求対象文書詳細目録

御代田町立御代田南小学校（以下「学校」という）から御代田町教育委員会へ提出された、または学校において作成、取得、または組織的に用いられていた一切の公文書（電磁的記録、教職員間の共有記録、報告文書、会議録、復命書、相談記録、公用メール等を含む）。

1. いじめ事案および児童生徒間のトラブルに関する統計資料

- 2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までの、同校における「いじめの認知件数」および「いじめ以外の児童生徒間のトラブル（喧嘩・不適切な関わり等）の件数」の月別・学年別件数が判る資料。

2. いじめ防止対策推進法に基づく「学校いじめ対策組織」の運営記録

- 2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までの、同校における「学校いじめ対策組織（いじめ対策委員会等）」の全開催実績および議事録。
- 同組織において、個別の事案がいじめ、または同法第 28 条の「重大事態」に該当するか否かの判定プロセスが判る記録。

3. 特定学級に関する報告および送受信メール等

- 2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで、XXXXXXXXXXにおける「継続的な指導困難状態」、「児童間のトラブル」、「いじめ事案」に関し、学校から教育委員会へ提出された報告文書、および学校管理職と教育委員会間で送受信された公用メール、電磁的記録。
- 2026 年 4 月 1 日から現在まで、XXXXXXXXXXにおける児童間のトラブル、いじめ事案に関し、学校から教育委員会へ提出された一切の報告文書、および学校管理職と教育委員会間で送受信された公用メール、電磁的記録。

4. 特別な指導・安全配慮体制を要する児童に対する対応およびリソース投入の記録

- 2025 年 4 月 1 日から現在まで、学校がいじめ防止または安全配慮の観点から「別室登校措置」「要見守り対象」等として認識していた児童に対し、具体的にどのような組織的指導・安全配慮体制を構築し、いつ、どのような体制で実施されたかが判る管理記録（指導計画、当番表、指導日誌、実施報告書等）。
- 当該体制強化のために投入された人的・財政的リソース（支援員の配置、追加の教職員配置、予算執行等）の具体的実施状況が判る資料。

【備考・注意事項】

1. 公文書の定義について

本請求における「公文書」とは、御代田町公文書公開条例第2条第1号の規定に基づき、職員が職務上作成・取得した電磁的記録（電子メール等）を当然に含む。

2. 不存在時の理由明示について

もし対象となる文書が存在しない（不存在）とする場合は、本来作成・保存されるべき法的義務に照らし、なぜ作成・保存されていないのか、その具体的な理由を決定通知書において明示すること。

3. 請求の目的および個人情報の取扱いについて

本請求は、いじめ防止対策推進法に基づく学校の組織的対応が適正であったか、および管理職（校長等）の管理監督責任が果たされていたかを検証する目的がある。他児童の個人情報（氏名等）についてはマスキング処理に同意するが、事案の骨格となる事実関係については、検証の目的上、最大限の公開を求める。

以上